

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成30年6月7日（木）午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	佐藤 茂	副委員長	松本 正美
	委員	板倉 浩幸	委員	飯田 雅広
	委員	石原 裕介	委員	戸谷 裕治
	委員	高阪 康彦		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政策推進室 推進長	黒川 静一	政策推進室 次長兼 ふる興課 長	伊藤 保光
	総務部長	岡村 智彦	税務課長	鈴木 孝治
	民生部長	寺西 孝	民生部 健康推進 課 長	佐藤 正浩
	保険医療課 長	不破 生美		
職務のため出席した者	議長	奥田 信宏	議事局長	小島 昌己
	書記	飯田 和泉	主任	戸崎 智信
付託事件	議案第31号 蟹江町税条例等の一部改正について 議案第32号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について 議案第33号 蟹江町精神障害者医療費支給条例の一部改正について			

○委員長 佐藤 茂君

それでは、皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきましてありがとうございます。

きょうは3案件ありますけれども、慎重なご審議をよろしくお願ひいたします。

それでは、座って進めさせていただきます。

それでは、ただいまから総務民生常任委員会を開催します。

本委員会に付託されております案件は3件であります。慎重に審査をお願ひしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をいただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるよう、よろしくお願ひいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただきますよう、よろしくお願ひします。

それでは、議案第31号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますでしょうか。

○総務部長 岡村智彦君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

何か質疑ございませんでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

ちょっとこの議案について3点ほどお聞きしたいんですけれども、まず最初に2点伺います。

54ページの第35条の2、町民税の申告なんですけれども、これに基づいて、「年金所得者に係る配偶者特別控除は、町民税の申告をしなければならぬが、源泉控除対象配偶者に係るものについては、申告不要とするものです」ということなんですけれども、もうちょっと具体的にわかるようお願いしたいのと、続いて、第50条の法人税の納期限の延長の延滞金なんですけれども、これを読んでいくと、「延長の場合の延滞金について、一定の期間を控

除して計算すること」。この一定の期間というのはどのぐらいなのかということの、まず2点をお願いいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

おはようございます。

まず、源泉控除対象配偶者というものなんですけれども、こちらが平成29年の税制改正で出てきた言葉です。今までは、源泉という言葉がなくて、控除対象配偶者というものでした。

これがまずどういうものかというものなんですけど、給与所得者が事業主、特別徴収義務者というんですかね、事業主の方に提出する給与所得者の扶養控除等（異動）申告書というのがあります。そこの欄で、今までは例えば、ご主人の申告書で奥様が控除対象配偶者だった場合に、控除対象配偶者という方は所得が38万円以下という見積もりで書かれる方です。

今回、税制改正で控除対象配偶者の方が配偶者特別控除の枠が広がりまして、所得でいうと85万円以下、年収でいうと150万以下の配偶者の方までが源泉控除対象配偶者として記入することができるようになりました。まず、給与で説明するとそういうところのほうのわかりやすいかなと思いますけれども、要は、控除対象配偶者から源泉控除対象配偶者に定義が変わりまして、同じような控除ができる方の所得の幅が38万円から85万円まで、同じ金額が控除できるということになりました。

今回、この条例の中では、年金所得者に係るというものなんですけれども、こちらのほうも源泉控除対象配偶者に該当する方については住民税の申告はしなくてもよいということが記載してございます。

以上でございます。

よろしいでしょうか。

すみません。次の第50条の納期限の延長の場合の延滞金、この一定期間を控除するというものなんですけど、ちょっとここでは簡単に書かせていただいて申しわけなかったんですけども、もうちょっと詳しく言うと、ちょっと今から説明させてもらいましたら、ちょっとすばっと理解できるかどうかあれなんですけど、法人町民税を申告した後に減額更正がされ、その後さらに増額更正等があった場合には、増額更正等により、納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することについて規定されております。

ちょっとこれだけぱっと読んでもわからないと思いますが、一応こういうふうになっておりますので、申告して、恐らく納税され、減額更正をして、またさらに増額更正、2回更正をした方、そのときに増額されて、納期限が延長された場合にはということなので、ちょっとこの条件に当てはまる方はそんなにもいないとは思いますが、そういったところでは既に納めていた期間は延滞金の計算には含めないという意味でございます。

まずは以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

最初の35条の2の町民税の申告、年金所得者でも源泉対象者について申告は要らないよという事で理解すればよろしいですね。

次のやつの第50条は、法人税の申告をして、減額更正して、次にまた増額更正したときのその期間だけを延滞金の期間に含めないということに理解すればよろしいですね。

わかりました。

すみません。続けてなんですけれども、最後の56ページの第26項の中小企業の生産性向上特別措置法、補足資料ももらっておりますが、これの先端設備等というのが、この補足資料の対象設備、これに当てはまる生産設備が固定資産の全額減額になるのか、ちょっとその辺がよくわからないのと、あと、先端設備等の導入の認定というのはどうなっていくのか、その点をお願いいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

今、委員がおっしゃったとおり、先端設備等というのは補足資料の3番に書いてあります対象設備のこの条件に該当するものが対象になってきます。

まず、中小企業者は商工会等と連携して、設備投資計画を策定し、まず、町へ認定申請を出していただきます。町のほうの導入促進基本計画に合致する場合に、町が認定するということになります。今までは、国のほうが認定するというのがあったんですけれども、今回は市町村が認定を出すという形になっております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

今まで確かにあって、国が認定するということが、それが市町村に移行して、市町村としては今の対象設備に当てはまれば認定をするのか。そうなってくると、工場を営んでいて、製造業で機械設備をした場合に、確実に認定になるのか、ちょっとその辺もお願いします。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

今のご質問でございますけれども、市町村のほうで導入促進基本計画というのを策定をさせていただきます。それで、申請者、企業の方が、先ほど税務課長が申しましたように、商工会、もしくは、金融機関のほうに事前確認をしていただき、その確認をしていただいたものを町のほうが、今言いました導入促進基本計画を策定したものに合致すれば、固定資産につきましては減額をされますよというものでございます。

それにつきましては、年率3%以上の労働生産性の向上を見込むものが認定の対象となります。ですので、3カ年ですので、この1年の間に3%以上の労働生産性の向上を見込める、3カ年見込めますよというところの事前確認を商工会議所、もしくは、銀行にさせていただいて、町のほうに出していただくという流れになります。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

何か話を聞いていると、保証協会にお願いする借り入れみたいなような話みたいになってくるんですけども、あともう1点、最後に、生産向上性の特別措置法の施行日から適用ということなんですけれども、これは大体どのぐらいから、ちまたでは6月ぐらいからだとかいろいろ話があるんですけども、3年間固定資産減額、蟹江町の場合ゼロになるということで、企業としては、中小零細は特にありがたいと思うんですけども、一応、今のところ、どのぐらいを予想しているのか。

○税務課長 鈴木孝治君

6月5日の官報で公布されたんですけども、まず、法律のほうで施行日は政令で定める日というふうに規定されておりました。政令のほうで6月5日に官報で公布されまして、施行日は6月6日ということになっておりました。

○委員 板倉浩幸君

きのうか。

○税務課長 鈴木孝治君

はい、そうでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

6月6日ということは、もうこれは適用されるということで考えればいいんですか。

今回の議案が通れば、そのままもう施行していく、適用していくということでいいですね。

○税務課長 鈴木孝治君

はい、そうでございます。

○委員 板倉浩幸君

以上です。

○委員 松本正美君

先ほどの板倉委員の質問にありました先端の設備の件でちょっとお伺いしたいと思います。

蟹江町は先ほど言われたようにゼロということで、今、先ほど蟹江町が何社ぐらい、中小企業、今まで申請があったかということ、先ほど答弁がありましたかね。

ないですね。

要するに、申し込みされた方が、そういうことはない。予想はないわけね。

それと、一応、固定資産税がゼロにした場合、企業数とか、固定資産税の額とその影響なんかはどのように考えてみえるか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○税務課長 鈴木孝治君

あくまでも仮定をして、ご説明させていただきますが、町内の先端設備等の取得価格が、例えば、合計1億円ありまして、耐用年数は機械ですので、恐らく10年ぐらいということ

想定いたしますと、3年間の減額の積み重ねで約300万円の減額となります。ただし、減額した額の75%は基準財政収入額も減少しますので、その分普通交付税がふえるというふうに思っております。なお、4年目以降、10年目までの7年間では、その1億円に対する、設備に対する償却資産の固定資産税が約240万円の税収になります。

したがって、この制度がなければ設備投資をしなかったという場合と比較しましたら、240万円はプラス思考でいけば増収というふうに考えることもできると思っております。

以上でございます。

○委員 松本正美君

そうすると、これからなんですけれども、一応、6月6日が施行という、議会が通らなきゃいけないんですけれども、そういう意味では、生産性向上の特別措置法の設立を受けて、それで、国では追加の申請の受け付けがこれからあるかと、このように思いますが、積極的に制度の活用の推進を図るためにも、町内対象になる中小企業者に対しては、このことをどのように情報提供をしていかれるのか、まず、ちょっとお聞きしたいと思います。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

これにつきましては、ホームページ、また、商工会等に周知をさせていただきまして、使っていただける企業を募りたいと思っております。

○委員 松本正美君

そういうことで、この中小、小規模事業者というのは意外と知らない方が結構、今回まだ初めてですので、ありますので、しっかりと情報を流していただくことと、やっぱり年率3%以上ということでもあります。労働生産の向上を見込む上でも、生産性設備の導入計画をつくることになっていきますので、その誘導をしっかりとやっていただきたいなど、このように思いますので、要望しておきます。

すみません、よろしく申し上げます。

○委員長 佐藤 茂君

それでは、他にございませんでしょうか。

○委員 戸谷裕治君

この要件の4番のところに、「中古資産でないこと」となっていますよね。例えば、建物が中古で、その改装とかというと、これはどうなっているのか。

新規に新しく間仕切りをしたり、いろんなことをして、新しい設備投資になるのか、ならないのか。

これは機械だけか。

だけれども、建物附属設備と書いてある場合があるけれども。

これはどうなるか。

○税務課長 鈴木孝治君

建物の附属設備も償却資産に当てはまる場合がございますが、まずそれが建物なのか、建物じゃなくて償却資産なのかという切り分けからなんですけれども、この制度の認定に当たりましては、事前にやはりその認定の手順がございますので、その段階でご判断していただくことになってくるとは思います。

ちょっと、なかなか難しい話にはなってくると思うんですけども。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

今、お聞きしたのは、機械とかそういう工具というのは新品とすぐわかっちゃうんですけども、そういう物に対しての設備投資というのはなかなかわかったような、わからんですけども、だけれども、建物の中古の物件が間仕切りをして新しい設備投資をするという感覚の物の使い方とはあるじゃない。そういうときはどうなるのかなと思ったり。

物の中古とか新品というのはわかりやすいんですけども。

あれとは別なんですよ。例えば、内装をやったときの、ああいうのは別個であるじゃない。商工会等を通じての。知らないですか。そういうのはまた別にあるみたいなんですけれども。

○委員長 佐藤 茂君

どうですか。

ちょっと難しい問題ですので、答えていただけますか。

○副町長 河瀬広幸君

今、戸谷委員おっしゃったことももっともであります。基本的にはこの3つの要件、1つの計画に基づく中小企業がやること。それから、2つ目が3%の投資効果があるということ。3つ目が新たな設備投資が基本ですので、単純な個人投資というのは、これはだめになると思います。

だで、今おっしゃっているように、区切りして、そこに新しい機械を入れて、生産性3%向上する見込みが立てればオーケーということになって、ただ単純に内装だけではだめだと思います。

○委員 戸谷裕治君

ちょっとだけ、もう最後に、例えば、さっき言った間仕切りすると、我々の仕事だったら、呉服屋やっていますが、片一方は貸し展示場にするとか。そうすると新しい設備投資になるのか。どうなるのか。そういうのがわからない。

○副町長 河瀬広幸君

その辺はケース・バイ・ケースで、既整備例文の中で判断したいと思いますので、いろんなケースが出てくるとは思います。その辺はしっかりと我々も勉強させてもらって、商工会と連携をとって、中小企業の後押しをしたいというふうに思っていますのでよろしく願います。

たします。

○委員 戸谷裕治君

ありがとうございます。

○委員長 佐藤 茂君

よろしいですか。

それでは、他にございませんですか。

(なしの声あり)

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

それでは、議案第31号「蟹江町税条例等の一部改正について」、これより討論に入ります。

先に原案に反対者の方の発言を許します。

(なしの声あり)

それでは、討論がないですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

それでは、ご異議なしというお言葉が出ましたので、異議なしと認めます。したがって、議案第31号「蟹江町税条例等の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第32号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

失礼します。

事前にお配りをさせていただきました議案第32号補足資料に基づきまして、保険医療課長より補足説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

失礼いたします。

○保険医療課長 不破生美君

すみません。おはようございます。

保険医療課長ですけれども、事前にお配りさせていただきました議案第32号補足資料のほうを使って、ちょっとご説明させていただきたいと思います。今回は改正点が大変多くございましたので、議案のほかに補足資料で主な改正点をまとめさせていただきました。

補足資料の1ページは、税率改正の、今回の改正前と改正後の、または、改正の幅を取りまとめた表になります。上から医療給付費分、これは基礎課税額、そして、真ん中で後期高齢者支援金分、そして、3段目に介護給付費分ということで記載をそれぞれさせていただきました。世帯の平等割につきましては一般世帯の額を記載してございますので、特定世帯及

び特定継続世帯についてはちょっとこの表には載せさせていただいておりません。

続きまして、次の2ページ、ページをめくっていただきますと、軽減額についてということで、減免に伴う軽減額の改正前と改正後、それから、先ほどと同じように、改正のどれくらい上がった、下がったというところの幅を記載させていただきました。こちらと同じく上から基礎課税額、医療給付費分です。それから、後期高齢者支援金分、そして、介護給付費分のそれぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減の改正前と改正後を記載させていただきました。こちらを見ていただくと、基礎課税額と後期高齢者支援金につきましては、税額が上がっておりますので、その分軽減額もそれにつれて上昇することになります。また、反対に、介護給付費分につきましては税額自体が下がっておりますので、その分軽減額も下がるという形になっております。

続きまして、3ページをごらんください。

次は、この税制改正に伴う軽減措置の拡充について記載してございます。7割軽減の判定基準につきましては今回変更がございませんので、改正前と改正後につきましては変更なしということで。続きまして、(2)と(3)は5割軽減、2割軽減についてですけれども、各それぞれの軽減判定の加算額が、5割軽減につきましては27万円からお一人当たり27万5,000円の5,000円、7割軽減につきましては49万円から一人当たり50万円ですので、1万円拡充されました。そちらの表にはお一人世帯から四人世帯までの軽減の目安を記載してございます。

続きまして、4ページ、5ページですけれども、こちらはどちらも5月1日現在の加入世帯数。それから、28年中の所得をもとにして新税率を用いて、税制改正の影響を試算したものの取りまとめになります。

まず、4ページにつきましては、課税限度額の変更による影響のほうをこちらに記載してございます。課税限度額のほうが54万円から58万円に改正しますので、そちらの課税限度額の超過世帯、改正前は104世帯だったんですけれども、改正後は81世帯となりまして、約23世帯が限度額、課税世帯が減になると見込んでおります。そして、その分歳入のほうは375万2,000円の増を見込んでおります。

続きまして、5ページにつきましては、今回の税制改正で軽減額の判定の加算額の改正がございまして、そちらでの影響を記載しております。上、(1)が改正前、(2)が改正後という形になっております。軽減額の判定が変更になったことによりまして、7割世帯はそのままなんですけれども、5割、2割の軽減の世帯が変わってまいりますので、全体で軽減世帯の増減数は22世帯軽減される世帯がふえるであろうということ。それから、その反対に、歳入見込み額はマイナスですけれども52万7,000円減額と試算いたしております。

続きまして、6ページですけれども、こちらは最終的に今回の改正後の税率の限度額と税率等をまとめた表となります。

補足資料につきましては以上ですけれども、ちょっとわかりづらいので、一例を申し上げたいと思うんですけれども、補足資料2でも、今回、3月議会で添付させていただきました資料と同じモデル世帯をつけさせていただいたんですけれども、今回、こちら以外にモデル的に試算をしたものがありますので、ちょっと一例を申し上げさせていただきます。

○委員長 佐藤 茂君

お願いします。

○保険医療課長 不破生美君

いいですか。

○委員長 佐藤 茂君

座ってでいいです。

○保険医療課長 不破生美君

すみません。失礼します。

例えば、60歳のご夫婦、お二人世帯で、給与収入400万の世帯で、固定資産なしの場合とありの場合をちょっと計算したんですけれども、29年度の税額ですと、大体26万4,300円。30年度の年税額、新税率で計算させていただくと31万900円となって、差し引き4万6,600円増額となる試算をしております。

同じ条件で、60歳のご夫婦、お二人世帯で、400万円の給与収入、ただし、固定資産があるよという場合です。固定資産が大体8万円ぐらいのものを見込んでおるんですけれども、そうしますと年税額が改正前ですと31万700円であったものが改正後は33万4,100円となり、こちらの場合は2万3,400円、1年の年額で増額となる試算となりました。

ちょっとわかりづらかったので、ちょっと試算のほうをお言葉で説明させていただきました。

以上になります。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

今、補足説明をしていただきましたが、何か質疑等ございましたら。

○委員 戸谷裕治君

板倉さんが質問される前にはしておかないと。

激変緩和のことですけれども、これは町としてこれからもずっと、当分の間ということでやられるんですけれども、これに関してはどんどん僕らの予想ではもう上がっていくと思っているんですよ。現在でも、今のご説明にあったように、400万円の二人で、固定資産税ありで31万円から約3万円、2万幾ら上がるということですから、今回でも。蟹江の場合を見ていると、やっぱり、固定資産税とかを持っている方が結構いらっしゃいますので、どこら辺まで町としてやっていかれるんだろうなど。他の、この中に見える方はもっと補填せよ

という話も出てくると思いますけれども、どうでしょう、そこら辺は、これからは。どこら辺まで、見通しですね。もうもたんというところは出てくるわね。

○保険医療課長 不破生美君

今年度につきましては、一般会計から減免分への繰り入れという形で7,000万円を繰り入れの予定をさせていただいております。6年間かけて、繰り入れもゼロにしていきたいよというところの計算をさせていただいておりますので、直ちに、ごめんなさい、今回7,000万円なんですけれども、6年かけてゼロにしていきたいというところの計算はさせていただいておりますので、いずれはゼロでやっていくように、保険料で賄えるような形でさせていただきたいなというふうに思っております。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

○委員 戸谷裕治君

6年後ぐらいを目標にされているということは、徐々に、これしかないよね。右肩上がりというのか。

○保険医療課長 不破生美君

一応、税制の改正のほうは2年に一度、ちょっと見直しをさせていただく予定をしておりますので、また2年後にちょっとご審議いただく形になるかと思えます。

お願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

ただいま、戸谷委員のほうから激変緩和措置についてのご質問でございました。

今、保険医療課長のほうから法定外の繰り入れの7,000万円の件、お話をさせていただいておるところですけれども、もう一つ、今、基金を積んでおるところでございます。今現在2億円を超える基金を持っておりますので、そちらのほうの運用も一つ検討させていただいて、税の急激な上昇を防ぐ観点から、基金のほうを取り崩しについても視野に入れながら取り組んでいきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長 佐藤 茂君

他に質疑ございませんでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

戸谷委員もちょっと関心がやっぱり、戸谷委員も国保の加入者でもあるから多分心配していると思うんですけども、ちょっとまず2点ほどで、今回のこの改正で資産割をまず半減することになっております。この資産割について、蟹江町は資産割が大分示す割合が高いのはわかっておりますが、今後、資産割をどうしていくのか、その点についてのまず1点と、あともう1点なんですけれども、今回、国民健康保険の制度の安定化ということで、国の公

費の拡充があります。27年度から実施して、これについて、最初は低所得者の強化ということで、蟹江町も国、県、町合わせると4,000万円あったと思うんですけども、あと、これから新しく、今回30年度から実施されて、その中に子供の被保険者数に対しての特別調整交付金があります。事前にちょっとほかをお伺いしたんですけども、蟹江町にこの交付金が881万円あるということで、これを目的がちゃんと子供の被保険者数に合わせての調整金だということなんですけれども、これは実際にそれに充てると、20歳未満の被保険者数が1,090人ということで、1人当たり8,000円の保険料の引き下げになると思うんですけども、この目的に応じた交付金を使用しなかったのか。その点について、まず2点、お願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

すみません。ご質問が2つあったんですけども、まず1番目の資産割の件ですけども、資産割については、今年度はパーセントで税率がございまして、先ほどご説明させていただきましたように、6年後を目指しまして、資産割は最終的にはゼロという形を目標にして決めさせていただくつもりをしておりますので、6年後には資産割のほうはなくなるような形で、県のほうも3方式というんですか、資産割はないよという形を目指しておりますので、そちらに合わせて町のほうも合わせていきたいと思っております。

それから、2番目の子育て世帯への特別調整交付金の件ですけども、板倉委員からお話がありましたように、二十未満のお子様がいる家庭につきましては、国のほうから新しく交付金という形で県のほうにおりてまいりまして、それを市町村の二十未満の子供の数に応じて、納付金からあらかじめ引くという形でそれぞれの市町村におりてまいりました交付金がございます。

蟹江町の場合は、先ほど板倉委員からお話ございましたように、二十未満の被保険者数は1,090人ということで、交付金のほうは881万円があらかじめ納付金のほうから減額をされているよという形になっております。じゃ、二十未満のいるご家庭について、何か町のほうで特別な措置はとられないのかというお話なんですけれども、すみません、そちらのほうにつきましては、従来の福祉減免だとか、7割、5割、2割の法定減免のほうでカバーさせていただきたいというのと、それから、こちらはあれなんですけれども、県のほうで標準の保険税率というのを一応示してきておるわけですけども、その中で、蟹江町さんの場合ですと、例えば、均等割はお一人当たり4万7,000円ぐらい徴収するといいですよという標準の保険料率が示されているんですけども、そこはやっぱり多子世帯、世帯の中に人数が多い方ですと、均等割というのが多くなるとやっぱり増税感が増えてしまいますので、そちらについては蟹江町は標準は4万7,000円ぐらい集めなさいよとされているんですけども、蟹江町としてはお一人当たり3万6,000円ですので、1万1,000円ぐらいちょっと減額で調整させていただきました。そのかわりといっちは何ですけども、平等割のほう、世帯にかか

ってくる平等割のほうは、県のほうは3万1,000円ほどをめで徴収しなさいと言ってきているんですけども、こちらはちょっと3,000円アップさせていただいて3万4,000円で設定をさせていただきましたので、世帯に人数が多い、確かにお子様がいらっしゃるよというような多子世帯についてはちょっとこういったところで、ほかのところとは差をつけてという形で今回、調整させていただきましたので、ご理解のほうをお願いいたします。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

○委員 板倉浩幸君

最初の資産割についてなんですけれども、6年に第1回目の多分、基本方針が6年で区切るんですけれども、最終的にゼロということで、今伺ったんですけれども、確かに県も3方式を示してはいるんですけれども、中には名古屋市は2方式ですし、まだ4方式のまま当面いくというところもありますし、その点について、町も県の言うがままに3方式をとっていくと。資産割については、僕としても資産割はよくないんじゃないかとは思っているんですけれども、その点について、県の示すどおりにやらなければならないのか。その点もうちょっとお願いしたいのと、あと、2番目について聞いた調整交付金なんですけれども、やはり子育て支援の応援のために、国もその分900万円弱交付金をくれて、納付金を減らしたんですけれども、目的がはっきりしている財政支援なんだから、もうちょっとその点を理解して、町としても子育て、町長、これから子育て支援を頑張ってやっていくという中で、もうちょっと子供の手当てを厚くするのをもう少し考えてほしいと思っているんですけれども、その点について何かありましたらお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

まず、1番の資産割のほうですけれども、一応県のほうが3方式でということで、現状言われておりますので、町のほうもそれに従わざるを得ないのかどうかというところはあるんですけれども、現状としては町は従っていく方向で、今のところ考えております。

子育て世帯のほうにつきましては、当面、福祉減免のほうでちょっと調整をさせていただきたいなと思っております。

○委員 板倉浩幸君

また、今回当たって、2年後にも多分、また見直しがあると思いますけれども、その点配慮をお願いしてください。

もう2点ほどお伺いしたいんですけれども、保険税が今後どのように変わっていくかということは、先ほど戸谷委員からも質問があって、最終的に急激に保険税が上がらないようにして、徐々に、先ほど答弁もらったように、標準保険税率に近づけていくと言っていますよね。その中で、標準保険税率に近づけると、大体多分25%ぐらい引き上げになる可能性が強いんですけれども、もうはなから近づけていくというともう、毎回毎回値上げ値上げ、引き上げ

引き上げとなると予想されます。その点について、もう再度お願いしたいのと、あと、今回、医療費の給付費を抑制するということが、今回の国保改正の目的だと思うんですけども、仮にこの医療費が増大した場合、思ったよりふえちゃったという場合、これって、県からのペナルティーとかあるのか、その点についてわかりましたらお願いします。

○保険医療課長 不破生美君

今のところペナルティー、例えば医療費が上がったから保険納付金額を上げてくれとかということは、今のところは聞いておりませんし、30年度につきまして、もうこれは確定ですので、これが増額するとかという形は聞いておりませんので、今のところは聞いておりませんが、ただ、県全体で医療費が増額したような場合にはどうするのかというのは、また、上がってくる話かとは思いますが、現在のところでは聞いておりませんのでお願いいたします。

○町長 横江淳一君

1番の分類は、ちょっと担当が答えにくいと思いますので、私が答えさせていただきたいと思います。

標準保険税率の話は先ほども取り沙汰されておりましたけれども、これは我々がどうあがいてみても、県が一応これだけ納めてくださいと、早い話が県が管理をいたしますので、すみません、蟹江町の規模ですと歳入歳出関係なく、人口割、いろんなことで標準でこれだけになりますよという、単に税率を出されたということだというようにご理解ください。

国の激変緩和措置、県の緩和措置も含めてでありますけれども、蟹江町の国保というのは、ご記憶にあるかもわかりませんが、私が町長に就任して以来、一度も実は大きな値上げをしてございません。共産党の皆さん方から、一般会計からの繰り入れが少ないんじゃないとか、いろんなお話もありました。決して繰り入れをしているからといって、法定外繰入が国保が赤字になっているからということではございません。担当部長も言いましたように、基金もちゃんとしっかり持ちながら運営をしておりますし、7割、5割、2割軽減もしっかりやらせていただいております。ただ、この先どうなるかということについては、確かに3割が、激変緩和68%考慮しているということもありますので、急にそれをやるということは非常に苦しい。ですから、6.8%、2年ごと見直していき、再度、歳入の努力があるのか、そして、医療費がどのくらい伸びていくのかということも含めて、しっかりとそこは皆さんにまたお話をしながらやっていきたいなど、こんなことを思っておりますので、先のことについては一定の今の時点ではお話をすることはできますが、そうじゃないじゃないかと言われても、これは皆保険ということで、皆さんが相互扶助をするということをもとに基本的な考えをいただければありがたいと思います。

蟹江町としては、一般会計はできるだけ、特別会計でありますので、やみくもに入ればいいのかという問題ではないとは思いますが、先ほど言いました基本的にはゼロにしたい。しか

しながら、激変緩和の中で一般会計法定外繰入もやむを得ないということも、今後はあり得るのではないのかなと、こんなことをご理解いただければありがたいと思います。

以上です。

○委員 戸谷裕治君

町長が今おっしゃるとおりなんですけれども、ちょうど我々の年代で説明申し上げますと、65歳、ここから大体今の2年ごととか、そういう改正があって上がっていくだろうけれどもということなんですけれども、それを一番心配する年代になっているわけです。これから我々は収入がどんどん少なくなっていく。ただ、税率をそう上げられるだけの話じゃなしに、そこら辺の考慮をこれからしていかないと、町長も同じですよ。年齢は若くならないので、どんどん収入は少なくなっていくというのは読めるもので、だからそこら辺が共産党さんも言われるああいうことも入ってくるんじゃないかなと思うんですよ。ですから、しっかりと基金とかうまく使われますようお願いしたいと思います。

○委員長 佐藤 茂君

とりあえず、今のは要望という形で。

○委員 戸谷裕治君

そうです。委員長、すみません、要望です。

○委員長 佐藤 茂君

そうですね。はい、わかりました。

他にございませんでしょうか。

(なしの声あり)

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

それでは、これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

議案第32号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」反対ですので、討論を行います。

今回、2018年4月からの県単位化がスタートして、3月議会においても国保税を県に納付する納付金に充てる条例が可決しております。今回、県単位化のもと、本議案は国保税率軽減額を改める改正の上程であります。

新制度に変わっても、国保税の額を決め、また、集めるのも引き続き蟹江町の仕事であります。県が示す標準保険税率はあくまでも参考値ですので、町に従う義務はないとされております。年金生活者が加入する国保はもはや誰もが一生に一度はお世話になる医療保険であり、高齢者、また、ワーキングプア、病気で働けない人などに医療を保障する社会的弱者の医療制度であります。今でも高過ぎる国保税の引き上げは許されないと、私は考えておりま

す。

また、2018年度については、激変緩和措置を強調する一方、国保運営方針で第1期が終わる2023年度末までに、先ほど答弁にもありますけれども、法定外の繰り入れの解消、また、保険税率の標準化、また、給付費の適正化が進むと考えております。このようになるとますますの引き上げが予想されます。よって、これ以上の負担の拡大は許されないと考え、この議案について反対をいたします。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○委員 石原裕介君

賛成の立場から申し上げます。

税制改正及び国保制度改革に伴い、基礎課税額の課税限度額、税率を改正するものであり、また、負担軽減策として、軽減判定基準額を拡大する低所得者の負担軽減に配慮した内容であり、今後の適正な国保運営のために必要な改正でありますので、賛成いたします。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

他にありませんね。

(なしの声あり)

それでは、他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより挙手によって採決させていただきます。

議案第32号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

どうもありがとうございました。

挙手多数で、したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

それでは、続きまして、議案第33号「蟹江町精神障害者医療費支給条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

補足説明はございません。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

補足説明はないようでございますので、直ちに質疑に入ります。

何か質疑はございませんか。

○委員 戸谷裕治君

すみません。

ちょっと単純な話をお聞きしたいんですけども、精神障害者という定義です。最近、躁鬱とかいろんな、会社勤め、大企業に勤められていてもそんなことが急に起こったり、いろんなことがしますよね。だから、そういうのはどういう、例えば、今、企業で、トヨタとかでしたら、統合失調とかになられた方は2年間会社として面倒を見ましょうということだけでも、そういう精神患者として認定されて、そういう医療費の支給とかも入っておると思うんですよね。ただ、給料はそういうぐあいに払いますよと。そんなことがあるんですけども、その認定するのにどれぐらい時間がかかるんだろう。そういう現代病の。そういうのも精神患者に入るわけか。

○保険医療課長 不破生美君

いろいろあるんですけども、先ほど、戸谷委員が言われたように、統合失調症だとか、躁鬱だとか、あと、てんかんの方だとか、精神障害といいますがいろいろございますので、手帳をもらいに行く際には、やっぱり精神の先生のほうにかかっただいて、精神の先生のほうで診断書を書いていただいて、こちらに申請していただいて、手帳をとっていただくという形になりますので、認定とかそういった、この方がじゃ、精神の障害をお持ちなのかどうかというところはやっぱり専門の先生に診ていただいての判断になるかなとは思いますが。

○委員 戸谷裕治君

最近のそういう企業でそういうことが起こったということも全部入るということですね。認定されれば。

○保険医療課長 不破生美君

認定されれば、手帳をお持ちの方であれば精神障害の手帳をお持ちの方なんだということになりますので。

○委員 戸谷裕治君

最近、気づかない人もいますよね。自分からそういう病になっているというのを。

○委員長 佐藤 茂君

戸谷さん、いいですか。

他に。

○委員 板倉浩幸君

2番、板倉です。

この福祉医療の事業について、精神障害の医療拡大ということで、大変うれしく思っておりますが、ちょっと今回の議案なんですけれども、町長の3月議会の施政方針でも述べておりますように、社会的弱者が健康的な生活を送るため、必要なときに経済的な心配をすることなく医療を受けることができるよう助成していくと、施政方針でも申しております。

そうなってくると、どうして今まで、蟹江町として、今、愛知県でもまだやっていない自治体が通院、入院で3自治体です。高浜と隣の大治、また、当蟹江町なんですけれども、どうしてちょっとここまでおくれちゃったのか。その点、何かありましたらお願いします。

○民生部長 寺西 孝君

この精神の、全医療無料化がおくれましたことについては本当に申しわけなく思っております。

ただ、この件につきまして、海部津島のこの管内が全てやっぱり取りかかりがおそかったというのもあるかと思えます。平成27年に津島と愛西が始められ、28年に弥富市、あま市が始められたという状況でございまして、この海部津島管内がやっぱりちょっとこの取りかかりについてやはりおそかった。さらに蟹江町はこの形で30年となってしまった点については本当に申しわけなく思いますが、この管内でのそういったものについての取りかかりが、県内の平均からすると少し遅かったのかなというところは思っております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

確かに、海部津島で27年、28年で、ことし30年に蟹江町もようやく愛知県と並ぶ形なんですけれども、海部津島管内、確かに今、ほとんどの自治体、大治はまだ決まっておられませんけれども、遅い段階、この精神疾患ということで、医療費の助成なんですけれども、弥富市にしても、愛西市にしても、当初から、今回、蟹江町は1級、2級なんですけれども、3級までの拡大を遅い分しております。この点、蟹江町は今後、3級についてはどう考えていくのか、その点についてお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

3級につきまして、今回の改正ではちょっととりあえず1、2級の方の医療費のほうを、全医療無料化させていただいておるんですけれども、精神障害者の方の手帳をお持ちの方、全体で今のところ280人程度見えるんですけれども、そのうち1、2級が80%程度の方で占めております。あとの20%の方が3級だよということになりますので、とりあえず今回の改正で80%の方の医療費の無料化、全医療無料化というのはちょっとカバーできるかなというところは思っております。

3級までちょっとできなかったというか、しなかったんですけれども、愛知県内でも3級まで広げているところというのは、所得制限つきだとかいろいろあるんですけれども、6市町村が大体3級まで広げているので、まだまだちょっと3級まで広げているところは少ないという状況もありますし、今回、1、2級に広げさせていただいたところで、一旦、どれぐらいの医療費の増加になるのかとか、手帳を取得される方がどれぐらいふえていくのかという検証をさせていただきながら、それから3級のことにはもうちょっと後に考えさせていただくという形に移っていくかと思うんですけれども、そんな形で当面のほうは考えております。

以上です。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

○委員 板倉浩幸君

考えていないわけじゃないということで、蟹江町としても、子供の医療費の無料化に、中学校卒業までの無料化にしても、愛知県内でも早く実施をしたと思います。そういう面で、蟹江町も決しておくれてやっているわけじゃないと思うので、先頭に立ってやれと僕らは言いたいですがけれども、なかなか3級までやっている自治体もやっぱり県内でも少ないというのも十分わかっております。そういうことで、今後、3級まで拡大するような形を要望をして終わります。

○委員長 佐藤 茂君

今の言葉、要望ということでございますね。

他にございませんでしょうか。

(なしの声あり)

他にないようですので、質疑を終結します。

これよりそれでは、討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

それでは、討論がないようでありますので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

ご異議なしという言葉が出ましたので、ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号「蟹江町精神障害者医療費支給条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託されました案件は全て終了しました。

なお、この委員長報告の作成に関しては、私にご一任させていただきますようよろしくお願いいたします。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

どうもありがとうございました。

(午前10時01分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 佐藤 茂